

第5次八戸市行財政改革大綱(案)・実施計画(案)に対する意見募集の結果

意見募集期間 : 平成21年12月1日 ~ 12月28日
 意見提出者数 : 13名
 [性別 : 男性 9名 / 女性 4名]
 [年齢 : 30代 2名 / 50代 5名 / 60代 2名 / 70代 4名]

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|----------|--|--|
| 人材育成の充実 | 地方分権の進展を踏まえ、自主的な企画立案が出来る人材を育てることが重要。 | <p>当市では、新採用時の研修をはじめ、その後も半年～数年ごとに階層別の研修を実施しており、この中で、採用後10年から15年程度となる主査級職員研修として、市の主要な政策について学ぶとともに、今後取り組むべき諸課題についての討論や先進地視察などを通じて、政策形成能力の向上に重点を置いた研修を実施しております。</p> <p>これらの集合研修による政策形成の訓練とともに、通常の業務の中における企画立案も能力の育成には重要であり、研修(訓練)と実践(実際の業務の中での企画立案)を通じて、地方分権時代に対応できる人材の育成に取り組んでまいります。</p> |
| | 人材の養成の行程の明示を求める。 | <p>当市では、新採用時の研修をはじめ、その後も半年～数年ごとに階層別の研修を実施しております。</p> <p>これらの階層別の集合研修の他、国や専門研修機関への派遣研修、通常の業務の中における職場内研修、自己啓発の支援など、様々な手法を組み合わせて、人材の育成を進めているところであります。</p> <p>人材育成の工程については、個々の職員により事情が異なる場合がありますが、おおむね、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手時代には、基礎的な知識の習得 ・中堅時代には、政策形成能力の育成 ・管理監督者については、組織マネジメント能力の育成 <p>など、年齢や経験年数等により、重点的に訓練する項目を定めて研修を実施するとともに、職場内での業務を通じての研修や自己啓発と合わせて、総合的に人材の育成に努めてまいります。</p> |
| 組織の活性化 | 企業でいう多能工化を推進してはどうか。(市民課での待ち時間解消のため、職員の流動的な活用ができないか。) | <p>いわゆる多能工化は、窓口業務などにおける待ち時間の縮減など、市民サービスの向上に直接つながるものと考えております。</p> <p>そのため、各職場において、一人で専門的に一つの業務を行うのではなく、業務のローテーションを行うことなどにより、他の業務も習得するなど、繁忙時には職員の流動的な活用が図られるよう努めてまいります。</p> |
| | 多様な人材の確保活用について ① 企業誘致の手法として、外部人材(例えば60歳代の定年世代など)の積極的活用 ② 環境への取り組みにあたり、環境の専門家の登用・配置 | <p>[①について]</p> <p>企業誘致の分野では、青森県等と連携し外部の専門家を活用して、「生産改善活動実習を通じた地域活性化及び人材育成事業」や各種セミナー並びに技術研修等を実施中であり、今後とも、産学官金と密接に連携しながら積極的に事業に取り組んでまいります。</p> <p>[②について]</p> <p>現在、環境保全・公害対策に関する部署には技術職の職員を配置しているほか、より高度な知識・知見が求められる環境施策の諮問、計画立案を行う各種附属機関の委員や環境啓発事業の講師を外部の専門家に依頼し、専門的な技術や知識を活用しながら事業を実施しております。</p> <p>また、公害防止対策に関して、専門的な指導及び助言を受けるため、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校に技術アドバイザーを委嘱しております。</p> <p>今後も、必要に応じ専門家の知見を活用しながら事業を推進してまいりたいと考えております。</p> |
| | それぞれの分野で適正に対処できるよう、より有効な組織改革を求める。 | <p>組織機構については、その時々政策課題や市民ニーズに的確に対応するため、機構改革等を実施してきたところでありますが、今後とも必要に応じて組織の改編を行うとともに、職員配置に関する弾力的な配置等についても検討してまいります。</p> |
| 定員管理の適正化 | 市役所窓口等の職員削減の推進 | <p>当市では、これまでも中期的な職員配置計画を策定し、計画的に職員の削減を進めてきたところでありますが、今後とも、非常勤職員等の活用とともに、職員間の応援体制の強化を図ることなどにより、市民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、窓口等における職員削減について検討してまいります。</p> |

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|--|
| 給与 | <p>民間とかけ離れている市職員の給与やボーナスを、景気を反映して変動する仕組みにすべき。</p> | <p>公務員の給与については、公務員が民間企業の従業員と違い、労働基本権が制約されていることから、その代償措置として適正な給与を確保するため、国においては人事院が、都道府県においては人事委員会が、官民給与を比較し給与水準の格差を是正する勧告を行い、この勧告を受けて決定される仕組みとなっております。</p> <p>この勧告は、毎年実施される公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、公務員給与を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われているものであり、この実態調査を経て、「引上げ」又は「引下げ」の勧告がなされております。</p> <p>また、地方公務員の給与については、地域における民間給与等の状況を勘案し適切に対処するよう、また、人事委員会のない市町村においては、県人事委員会の勧告を参考に給与改定を行うよう、国から通知がなされており、当市においても職員の給与については、上記の勧告制度に基づき県の給与改定に準じて決定しているものであります。</p> <p>今後とも、当市職員の給与につきましては、公務員の給与制度や県人事委員会勧告に基づき、適正な給与となるよう努めてまいります。</p> |
| 行政の効率化 | <p>徹底的に無駄な予算を削減し、資格取得等への助成など雇用促進施策を導入すべき。</p> | <p>〔予算削減について〕</p> <p>第4次行財政改革大綱及び集中改革プラン(H17-H21)に基づき、職員数削減をはじめ歳出削減を徹底的に取り組み、5年間で約70億円の効果額をあげてきました。今後も、無駄の排除の観点から歳出の削減・抑制に努めてまいります。</p> <p>〔雇用促進施策について〕</p> <p>市におきましては、未就職新規高卒者及び40歳未満の若年未就職者の職業能力の開発を支援するために、職業訓練受講料を助成するフロンティア八戸職業訓練助成金制度を設けております。</p> <p>また、平成22年度には、就労状況の課題や問題点を洗い出すために、求職者及び事業所に対し、就労支援策に対するニーズ調査を実施し、今後の雇用対策に活かしてまいります。</p> |
| | <p>予算の透明化を図るため、市民を交えた事業仕分けを導入してはどうか。</p> | <p>事業仕分けは、予算の削減及び透明化の観点においてメリット面がある一方で、結論が仕分け人の能力及び職員のプレゼンテーション能力により左右されるという運用上のデメリット面も指摘があるところです。</p> <p>現時点においては、早急な導入は考えておりませんが、行財政改革の手法の一つとして研究を続けていきたいと考えております。</p> |
| | <p>生活保護における不正受給に対するチェックを厳格にするとともに、軽作業等を通じた受給者の社会復帰を促す施策を導入すべき。</p> | <p>市ではこれまでも生活保護者の不正受給を含む問題事案が発生しないように情報収集に努め、家庭訪問時には生活指導を徹底しており、今後とも適正な支給に努めて参ります。また、不正受給が発生した場合には、文書で指示を行い、指示に従わない場合は停止又は廃止の措置を取っております。</p> <p>更に、長期の失業状態を解消すべく、就労支援相談員を活用した就業活動やハローワークとの連携を緊密にした就業先の確保に努めているところであり、今後とも就業支援を強化してまいります。</p> |
| | <p>市の施設管理を民間委託にした場合の費用負担の縮減率やサービスの質が不透明であることから「情報公開」の面で改善が必要。</p> | <p>市では、施設管理の民間委託について指定管理者の導入を進めており、業者選定の過程や金額など積極的に公表しているところです。</p> <p>また、費用負担の状況については、市直営の場合と比較して確実に縮減が図られております。</p> <p>さらに、市民サービス向上が図られているかを客観的に検証・評価するため、モニタリング制度を導入し、毎年度、総合評価を実施しており、その結果を公表しております。</p> <p>今後は、指定管理者制度導入後の費用負担及びサービスの質等について、さらに分かりやすく情報提供できるよう検討してまいります。</p> |
| <p>各種行政委員報酬について、月額・日額の意見集約の検討を求める。(月に数回の勤務で月額報酬が支払われるのは疑問)</p> | <p>当市における各種行政委員の報酬は、その権限や職責、職務内容等を総合的に勘案し、月額制又は日額制として定めているところです。</p> <p>しかしながら昨年来、複数の県や他都市において日額制への見直しも含め議論がなされているところであり、当市におきましても、各種行政委員報酬のあり方について来年度から検討を進める予定としているところであり、</p> | |

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|---|
| 行政の効率化 | No.25(答弁整理データベースの閲覧制限の見直し)およびNo.54(議会事務局保有資料の活用)は、情報公開、情報共有の面からも早急の実施すべき。 | <p>[No.25について] 答弁整理データベースの閲覧制限の見直しについては、H22年度からの実施に向けて取り組んでおります。</p> <p>[No.54について] 定期刊行物については一部既の実施しておりますが、他の資料については、平成22年度から実施できるよう事務を進めてまいりたいと考えております。</p> |
| | No.26(勤労青少年ホームの耐用期限に向けた施設の検討)は、勤労青少年のために他の既存施設を使いやすくするなど、総合的な検討が必要。 | <p>勤労青少年ホームは、勤労青少年の保護及び福祉の増進をはかり、もって中小企業の労働生産性の向上に資するために、昭和40年に開館したものです。そして、開館から40年以上も経過し、建物の老朽化が進むとともに、勤労青少年の行動も多様化し、利用登録者数も年々減少しております。</p> <p>このようなことから、行政改革の一環として、施設のあり方、勤労青少年に対する支援について総合的に検討するものです。</p> |
| | No.55(議会運営委員会視察への随員職員数の削減)については、市の行財政を十分考慮し、随員職員なしでも視察できる体制を推進すべき。 | <p>当市議会では、委員会毎に担当書記を1名置き、それぞれ所管委員会の運営に従事しておりますが、委員会における視察調査は、会議規則に基づく委員会の活動であることから、担当書記も随員し、その円滑な実施に努めております。</p> <p>これまで、議会運営委員会は他の委員会より委員数が多いことから、視察調査の際は、担当書記に加えその他職員1名の計2名が随員していましたが、情報収集や効率化を進めることにより、今後は随員職員を1名にしたいと考えているものであります。</p> |
| | 大綱の主旨を、市が関係する外郭団体などに周知し実行させることはできないか。 | <p>市の行財政改革の基本である大綱の内容については、市民及び市全体に広く公表してまいります。</p> <p>なお、市の施設の指定管理者については、施設の管理運営において市と密接な関係があることから、市の行財政改革の考え方及び取組内容を周知し、特に市民サービスの向上の観点から業務対応を通じて大綱の主旨の実践に努めてまいります。</p> |
| 市民サービスの向上 | 窓口における接遇の向上や、窓口で迷った来庁者を案内するなど、市民サービスにおける様々な見直しを実施すべき。 | 市民サービス向上は、極めて重要なことであると考え、大綱の基本理念に掲げたところであり、これを実践するため、市民サービスの基本である窓口サービス改革に重点的に取り組んでまいります。 |
| | 窓口や職員によって、よい対応とそうでない場合とがあることから、職員の一人ひとりが市役所の代表であるという意識の徹底が必要ではないか。 | もっともなご指摘であり、接遇研修などによる職員の意識改革を図り、より一層の市民サービス向上に努めてまいります。 |
| | 庁舎の本館と別館の分かりやすい表示をすべき。 | 建物表示等を再確認し、来庁者に分かりやすい表示にします。 |
| | No.66(本庁への本返却ポストの設置)は、本庁舎に限らず、支所・出張所、新たに建設される施設等でも返却可能な体制の整備を求める。 | <p>本の返却について、図書館では、これまで図書館本館と南郷図書館との相互返却の実施、平成20年10月からは、貸出館以外のどの図書館(本館、南郷図書館、図書情報センター、移動図書館)へでも返却できるよう努めてまいりました。</p> <p>今後さらに利用者の利便性を高めるために、図書館以外の施設に返却ポストの設置を検討しております。</p> <p>まずは試行的に1箇所(本庁舎)に設置し、利用状況やその費用対効果などを検証しながら、他の施設(人が多く集まりやすい場所)への設置についても検討してまいります。</p> |
| No.80(出生届時の「誕生のお祝い」の見直し)については、市の緑化事業や地球温暖化対策等を踏まえ、「誕生祝いの木」としてはどうか。 | 誕生祝いの木のプレゼントについては、アパート等の借家住まいや、育てている間に枯れてしまうなどの育成の管理にむずかしい問題があるため、木のプレゼント以外で心に残るお祝いを検討したいと考えております。 | |

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|-------------|--|---|
| 環境への取り組み | No.94(トイレ用擬音装置の設置)については、経費と効果を考慮すると不要ではないか。 | トイレ用擬音装置は市庁舎の水道使用量節減を目的として設置いたしました。庁舎全体への設置については、その利用状況及び効果を確認して考えてまいります。 |
| 市民との協働の取り組み | 協働のまちづくりを推進する団体・個人に対して支援する考え方はないか。 | <p>協働のまちづくりの推進にあたっては、多様な分野で活躍している団体・個人の積極的な参画が不可欠であります。そこで当市では、現在、「元氣な八戸づくり」市民奨励金制度及び市民提案制度を通じて、市民活動団体等による自主的な活動に対する資金面での支援や、市との協働による公益的な事業の実践を進めております。</p> <p>また、市民活動の拠点となる市民活動サポートセンターを設置し、市民活動団体等の活動を側面から支援しております。</p> <p>さらに平成20年度からは、地域と市の橋渡し役となる地域担当職員を地区公民館の対象区域毎に任命し、地域からの要望の取り次ぎや、地域主催の会議に出席して共に地域の課題等について考えるなど、直接かつ柔軟な地域づくり支援に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、このような取り組みを通じてまちづくりに関わる団体・個人の活動を積極的に支援し、協働のまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。</p> |
| 安全・安心への取り組み | <p>No.111(投開票事務従事者への民間人の活用)については、市職員が従事することによる安心感と公平感の観点から、民間人を活用しない方向で再検討を求める。</p> <p>危機管理体制として、マスコミ等と協定を締結するなど災害時等における市民への情報伝達手段を確立すべき。予算があるのであれば防災同報無線の整備を実施計画に盛り込むべき。</p> <p>ジュネーブ諸条約の文民保護規定についての教育・周知が不十分である。</p> | <p>[報道機関との協定等による情報伝達手段の確立について]</p> <p>災害時には、住民へ災害に関する情報を迅速かつ正確に提供する必要があり、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関に対し市が収集した災害情報を提供し、報道していただいている状況にあります。</p> <p>また、災害時の広報手段としては、市のホームページ、ほっとスルメール、車載スピーカー、防災同報無線などがあります。</p> <p>災害時の情報提供について報道機関と協定を締結することは、より迅速で正確な災害情報の伝達につながるものと認識しており、地域に密着した情報を放送しているコミュニティFM放送局などとの協定締結について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>[防災同報無線の整備について]</p> <p>現在、市には津波避難対策用として沿岸部に39基、南郷区の住宅がある地域のほぼ全域に58基の防災同報無線の子局が設置されております。</p> <p>これらの防災同報無線は設置から25年以上が経過し老朽化が著しく、故障時には修理のため長期間にわたり放送が停止する子局が発生するなど、早期に設備を更新する必要があると認識しております。</p> <p>設備の更新にあたっては、国が推進している防災無線のデジタル化や南郷区との周波数の統一などの課題も多く、多大な経費を要する事業ではありますが、設備の更新に向けた検討を始めたところであります。</p> <p>ジュネーブ諸条約第四条約及び追加議定書(議定書Ⅰ)には、非戦闘員である文民の保護について規定されており、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な内容となっております。</p> <p>文民保護につきましては、国民保護法に基づき作成した「八戸市国民保護計画」の第1編第2章で、ジュネーブ諸条約などの国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保することを、第3編第11章では、文民保護要員を戦闘員と区別するための特殊標章等の交付及び管理について記載しております。</p> <p>当市としては、同計画に基づき、国・県その他関係機関と連携し、「広報はちのへ」や市のホームページへの掲載など、様々な機会を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。</p> |

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|-------------|--|--|
| 安全・安心への取り組み | <p>防災士や日赤救命法などの資格取得の推進に向けた支援策を導入すべき。</p> | <p>防災士は特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格ではありますが、資格取得の推進は、地域の防災力向上に資するものと認識しております。</p> <p>また、災害時等には、消防団や地域の自主防災組織なども救助や避難誘導などの活動を行うこととなります。</p> <p>意見として頂いた防災士の資格取得に対する支援策については、災害時における防災士の役割や活動内容などを検討する必要があることから、今後、他都市の事例などを研究してまいります。</p> <p>また、AEDと心肺蘇生法を組み合わせた救急法講習会については、市内では、日本赤十字社青森県支部の基礎講習、消防本部の普通救命救急講習、市と市民病院とボランティア団体による一次救命講習などがございます。受講料はいずれも無料となっておりますが、日本赤十字社青森県支部の基礎講習についてのみ教材費1,500円の受講者負担があります。</p> <p>このように、講習会を開催する各機関において、現在、指導員の人件費や開催に要する事務経費としての受講料は免除されており、受講者が金銭的にご負担とならない形態となっております。</p> <p>今後とも、救急法の資格取得の普及啓発に努めてまいりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。</p> |
| | <p>No.118(災害時要援護者を支えるまちづくり)については、個人情報保護の点で登録にかかる民生委員の負担が大きいため、申請時点での登録内容を現状維持のままとし、登録後に、様々な機会を通じて各分野からアプローチしながら要援護者の状況を把握するようにすべき。</p> | <p>災害時要援護者への支援は、地域での取り組みが必要であり、支援の仕組みづくりを進めるために要援護者毎の「避難支援プラン」を作成したいと考えております。</p> <p>避難支援プランは、現在の災害時要援護者名簿の登録内容よりも詳細になることから、ご指摘のとおり名簿登録申請において協力していただく民生委員の負担が大きくなると思われます。</p> <p>従いまして、プランの作成にあたっては、プランの項目を一度に全て記入する方法のほか、ご要望のように名簿登録後に要援護者の状況を把握しながら作成していく方法など、柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p> |
| 歳入の確保・強化 | <p>「改革の柱3」における使用料の見直しについては、単に財政収益上の観点から値上げで見直しされることがないよう、特に未来を創る子どもたちが気軽に施設を利用できる体制を検討しながらの見直しを求めらる。</p> | <p>使用料の見直しについては、単なる財政収益上の観点から見直しを行うものではなく、市内の各体育施設の使用料について、それぞれの施設の利用状況や地域の状況を勘案しながら出来るだけ整合性のある使用料となるように見直しを検討するものです。</p> |
| その他 | <p>議員定数や議員報酬の削減のほか、政務調査費の使途に対する透明性の確保を求めらる。</p> | <p>[議員定数の削減について]</p> <p>議員定数につきましては、昭和22年から地方自治法で人口区分ごとに定められており、昭和50年において、当市が該当する人口20万人以上30万人未満である市の定数は44人となっておりますが、当市では、八戸市議会議員の定数を減少する条例により、同年から法定定数の44人より4人少ない40人といたしました。</p> <p>その後、平成11年の地方自治法改正により、平成15年から人口区分が人口20万人以上30万人未満である市の定数は、上限数を38人とし、これを超えない範囲において条例で定めなければならないこととなったため、当市では、同年から八戸市議会議員の定数を定める条例により、法定上限数の38人より2人少ない36人としております。</p> <p>議会は、住民を代表して地方公共団体の意思決定を行う代議機関であることから、これを構成している議員の定数につきましては、地方自治の充実と発展のため住民の声を市政に反映するのに十分な人数かという点が大変重要であると考えられます。</p> <p>以上のことから、今後、当市の人口及び他都市の状況等を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>[議員報酬の削減について]</p> <p>議員報酬につきましては、八戸市特別職報酬等審議会条例に基づき、市内の各団体等の代表者その他住民で組織する八戸市特別職報酬等審議会に諮問し、その審議会において類似都市の状況や市職員の給与の改定状況、議員の活動状況等を参考に十分な議論を経た上で、市議会議員としてその職責を全うするために妥当と認められる額について答申を頂き、その答申に基づき決定することになっております。</p> <p>以上のことから、今後とも当市の財政状況や経済状況、他都市の状況等を勘案し、必要に応じて八戸市特別職報酬等審議会のご意見を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> |

| 分類 | ご意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| その他 | (議員定数や議員報酬の削減のほか、政務調査費の使途に対する透明性の確保を求める。) | 〔政務調査費について〕 政務調査費につきましては、地方自治法第100条に普通地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し交付できると規定されております。当市では、八戸市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、平成13年度から交付しておりますが、全国的にその運用について使途の明確性を指摘される事例が多くみられるようになりました。 このようなことから、使途の範囲と透明性を確保するため、平成19年度において八戸市議会政務調査費の交付に関する条例を改正し、政務調査費の収支報告書に領収書その他の支出を証する書類の添付を義務付けることとし、平成20年度交付分から実施しております。 |
| | 行財政改革の指標の達成状況の公表を求める。 | 大綱に掲げた定員管理、基金残高、財政健全化指標の各指標につきましては、毎年度公表してまいります。 |

◆市政への要望

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| 行財政改革においては問題ないが、景気対策に関する施策が必要だと思う(土地の流動化、地域産業やベンチャー企業の育成、観光リゾート開発など)。 | 当市においては、昨年来の厳しい経済状況に対応し、市の中小企業向け融資制度の拡充や「八戸市緊急雇用奨励金」の創設などの経済・雇用対策を実施してきたところであります。 今後も引き続き、国・県の対策と整合性を図りながら経済の活性化と雇用の確保に努め、企業誘致や八戸港の機能強化、八戸市中小企業振興条例に基づく支援をはじめとする各種地元中小企業への支援等を推進し、さらなる活力の創出を目指してまいります。 |
| 新幹線青森駅開業に向け、津軽地区との交流を促進するなど、青森県の東玄関口として八戸の魅力を高める必要がある。 | 青森県とJRでは、東北新幹線新青森駅開業後、開業効果を最大限に享受し、県の観光力の強化を図るため、平成23年度に青森デスティネーションキャンペーンを全県挙げて行うこととしています。このキャンペーンを八戸地域においても成功させるとともに、その効果を持続させることが必要と考えております。 そのため、昨年度設立した「新たな青森の旅・十和田湖広域観光協議会」では、青森市、十和田市他近隣市町とともに、2泊3日以上新たな滞在型観光を開発するための広域観光ルートとソフト事業の開発を進めております。 今後の観光施策として、以上の事業を進めると同時に、これまでどおり「食と自然」に特化し、東北新幹線新青森駅開業に向けた体制については、「はちのへ観光誘客推進委員会」を中核とし、多くの産業界との連携を推進していきます。 |
| 雇用拡大と企業誘致などを推進してほしい。 | 世界的景気後退の影響を受け、当市の経済・雇用情勢においても厳しい局面が続いております。市としても最善を尽くすために、経済団体や労働団体等の知恵をお借りするとともに、平成22年度は、雇用を専門とする部署として「(仮)雇用対策室」を設置し、雇用の維持・創出を積極的に図ってまいります。 また、引き続き、市長自らのトップセールスによる更なる企業誘致、観光産業の強化、発信型農業の支援、水産業の振興、中小企業への支援強化などを進めてまいります。 |